

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 美術・文学館課

不利益処分の内容	栃木市立美術館観覧の禁止
根拠法令等及び条項	栃木市立美術館条例第 1 1 条
	根拠条項
	栃木市立美術館条例第 1 1 条
	参考事項
	設定等年月日
	令和 3 年 3 月 2 6 日設定 令和 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>○観覧の禁止等（栃木市立美術館条例）</p> <p>第 11 条 教育委員会は、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかける等美術館の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の観覧を禁止し、又はその者に対し、美術館及びその敷地からの退去を命ずることができる。</p>